

関 係 各 位

長 崎 県 土 木 部
建 設 企 画 課 長
(公 印 省 略)

公共工事における品質確保のための重点的な監督業務の実施について（改定）

平成 18 年 3 月 27 日付け 17 技第 397 号により重点的な監督業務を実施してきたところですが、今後事務処理については、本通知に従い適切な執行をお願いいたします。

記

1. 目的

公共工事の品質確保のため、重点監督を実施する。

2. 対象工事

WTO 対象工事及び国からの受託工事（競争入札に付する工事）において「長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱」により算定した低入札調査基準価格を下回って受注した工事。

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。（植栽工事、除草工事、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これに類するものなど。）

以外で特に重点監督が必要と認められる工事

3. 特記仕様書への明示

公共工事における品質確保のための重点的な監督業務の実施について、特記仕様書へ明示をするものとする。

記載例

WTO 対象工事及び国からの受託工事（競争入札に付する工事）の場合
第 条 低入札調査基準価格を下回って落札した場合は、重点的な監督業務を実施するものとする。

上記 以外で、特に重点監督が必要と認められる工事の場合。
第 条 本工事は、重点的な監督業務を実施するものとする。

4. 重点監督の実施

重点監督対象工事における段階確認は、平成19年3月20日付け18技第357号「段階確認の実施について」により実施するものとする。

5. 適用年月日

平成21年2月1日以降に入札執行通知又は公告を行う入札に係る工事から適用する。

附則

平成18年3月27日17技第397号の通知は本通知の施行の日をもって廃止する。

【参考1】

17技第397号からの主な変更点

- ・ 監督強化基準価格の廃止

最低制限価格の引き上げにより、過当競争に伴う低入札による品質の低下防止は、目的を達せられるため、監督強化基準価格を廃止する。

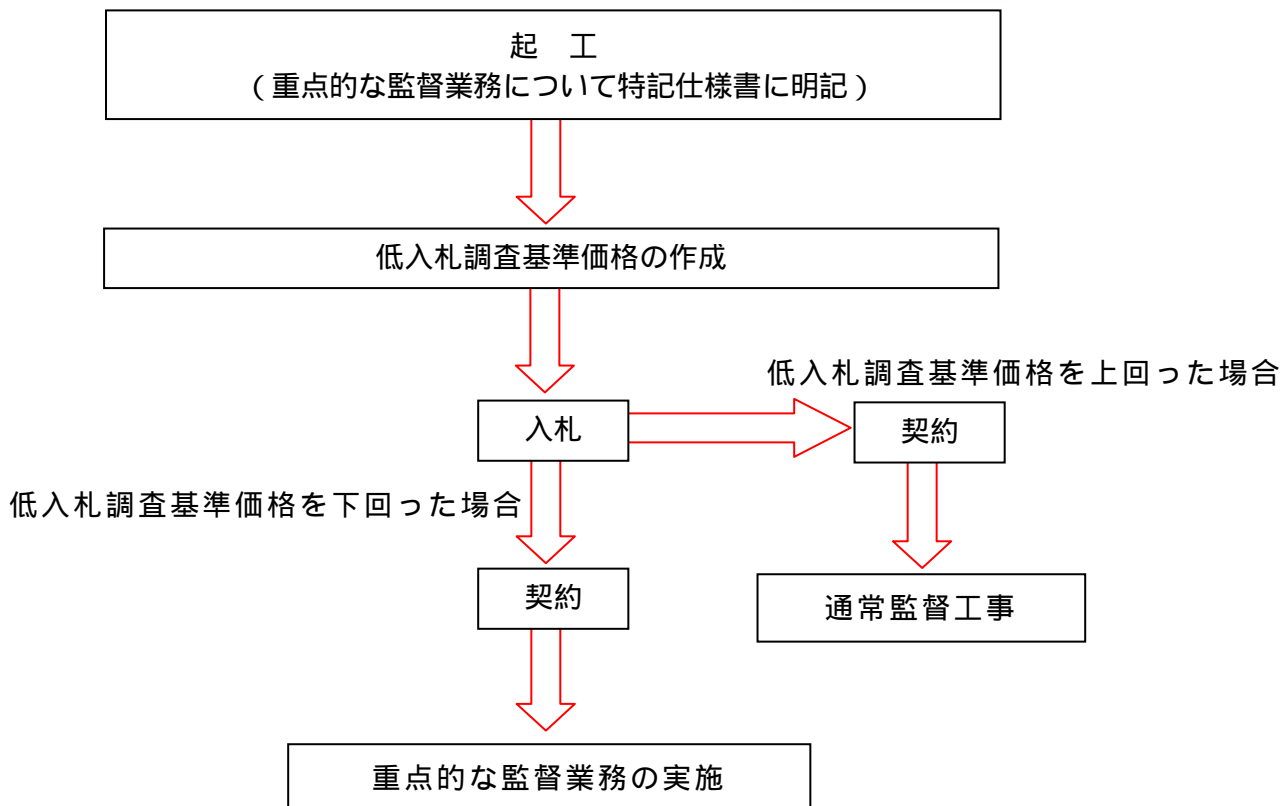
- ・ 請負者への通知の廃止

監督強化基準価格の廃止により、重点監督の対象になるかどうか請負者が判断可能となったため。

【参考2】

【重点監督のフロー】

WTO対象工事及び国からの受託工事



特に重点監督が必要と認められる工事

